企画提案公募型事業者選定実施要領

【中野区戸籍住民窓口等業務委託】

募集告知	令和８年１０月３０日（金）
参加表明書等提出期限　及び　質問受付期限	令和８年１１月１３日（金）午後３時
応募資格審査結果通知　及び　質問に対する回答	令和８年１１月２０日（金）（予定）
企画提案書等提出期限	令和８年１１月２７日（金）午後３時
応募者確定通知　及び　ヒアリング実施通知	令和８年１２月４日（金）（予定）
※ヒアリングの実施	令和８年１２月中旬（予定）
選定結果通知予定時期	令和９年１月中旬（予定）
契約締結予定時期	令和９年５月（予定）
※業務分析委託の契約締結予定時期	令和９年４月（予定）

〒164-8501　東京都中野区中野四丁目11番19号

中野区役所8階

中野区総務部契約課契約係

TEL　03-3228-8903

E-mail　keiyaku-kyodo@city.tokyo-nakano.lg.jp

1　公募の趣旨

戸籍住民課の窓口は、マイナンバーカード関連業務及び各種証明書交付業務、住民記録入力業務など、区民生活に密接に関わる手続を取り扱う窓口であり、多くの来庁者に対して迅速かつ正確なサービスを提供することが求められている。

特に、マイナンバーカード関連業務については、国の施策や制度改正、更新対象者数の増減等の影響により、年度ごとの取扱件数が大きく変動する。このような需要変動に対応するためには、業務量に応じた柔軟かつ機動的な人員体制を整備できる運用体制の構築が必要となる。

また、本業務は住民記録情報、個人番号等の重要な個人情報を取り扱う業務であることから、法令等を遵守した厳格な個人情報保護及び情報セキュリティ対策を徹底することが不可欠である。

このため、豊富な実績と専門的知見を有する事業者のノウハウ、運営経験及び人材確保力を活用し、需要変動に対応した柔軟な業務運営体制を確保するとともに、業務の効率化を図り、来庁者に対して常に平準的で質の高いサービス及び接遇を提供することで、行政手続の円滑な実施並びに区民サービスの一層の向上を実現する事を目的として、業務を委託する。

上記理由より、企画提案型事業者選定方式により、事業者の本件業務に対する遂行能力、社会性、信頼性及び見積価格を総合的に判断し、事業者を選定することとする。なお、今回の公募に際しては、前掲業務のプロセス改善のための業務分析についても合わせて同一の事業者への委託を実施する。

2　委託内容

（1）中野区戸籍住民窓口等業務委託

ア　マイナンバーカード手続きの窓口受付・交付業務

イ　証明書に関する窓口受付、出力業務、証明書等の交付、窓口での収納業務

ウ　住民記録（引っ越し・印鑑登録）に関する入力・出力業務

エ　申請書の記載案内を含む戸籍住民課業務の窓口案内、電話対応業務

オ　マイナンバーカード関連、証明書に関する郵送、収納業務等の内部処理業務

（詳細は、別紙仕様書のとおり）

なお、仕様書には記載がないが、企画提案に本業務に有効な優れた内容があった場合は、契約締結時において仕様書に反映させるものとする。ただし、そのことによって、参加申込時に提示された見積金額が変更されることはない。

（2）中野区戸籍住民窓口等業務委託の業務分析委託

ア　業務分析（詳細は、別紙仕様書のとおり）

（ア）業務内容と業務行程の把握

（イ）アを踏まえ、合理的かつ効率的な業務詳細一覧、各業務の手順書の作成

（ウ）中野区が可否の判断を伴う公権力の行使にあたる業務は本業務の対象外となることを踏まえ、業務の対象となる項目の例示、及び主たる業務のFAQ（質疑応答集）の作成

（エ）業務の実績等を簡潔かつ明瞭に把握できる日報、月報様式の作成

イ　業務分析報告書の作成

業務分析の結果として、業務分析報告書及び上記アを反映した書類を作成し、 中野区に提出する。

3 委託期間

（1）中野区戸籍住民窓口等業務委託

令和9年7月1日から令和10年6月30日まで
※本契約は1年間の契約であるが、委託内容に沿った良好な運営を行っていると中野区が判断した場合は、2年目以降について契約を行う場合がある。

(2)中野区戸籍住民窓口等業務委託の業務分析委託
令和9年5月1日から令和9年6月30日まで

4　委託料
委託料の参考基準価格（消費税相当額を除く）は、次の表のとおりとする。

参考基準価格（税抜）	
中野区戸籍住民窓口等業務委託	業務分析委託
385,200,000 円 令和 9 年度：288,900,000 円 令和 10 年度：96,300,000 円	8,000,000 円

※中野区戸籍住民窓口等業務委託経費見積額がこの表の参考基準価格を超えた場合は、失格とする（令和９年度、令和１０年度それぞれの参考基準価格を超えた場合も失格とする）。
※参考基準価格とは、委託経費の概算見積額をいう。令和９年度予算案が確定していないため、予定価格の提示はできない。あくまでも評価の算定の際の参考基準額とするものであり、令和９年度の予算が確定した段階において、予定価格が参考基準価格を下回る場合がある。
※本事業は令和９年度一般会計予算に計上予定であり（令和１０年度の債務負担行為含む）、議会の議決を得られることを条件として事業計画を定め、事業者選定を進めている。そのため、議決を得られないときには、委託を行わない場合がある。
※業務分析委託の見積額については、価格点の評価対象外とし、中野区戸籍住民窓口等業務委託の参考基準価格に対する見積額の割合（請負率）を適用して算出した額が見積られたものとみなす。（円未満切り捨て）
◆業務分析委託の見積額＝8,000,000 円×請負率【委託経費見積額(円)】／385,200,000 円（業務委託の参考基準価格)】

5　応募資格
この企画提案公募型事業者選定に参加しようとする事業者は、参加表明時に下記要件をすべて満たしていなければならない。下記要件のいずれかを満たさなくなった場合または応募書類に虚偽記載があった場合は失格とする。
（１）令和5年度から令和7年度までの間において、東京23区の自治体、または住民基本台帳人口が20万人以上(令和8年1月1日現在)の東京都の自治体において、以下の①～②のいずれかの受託実績(完了した業務)があること(労働者派遣は除く)。
① マイナンバーカード手続きの窓口業務(対面に限る)
② 証明書に関する窓口受付・出力・証明書等の交付、窓口での収納業務(対面に限る)

※以下③～⑤の業務の受託実績〈上記(1)と同じ条件において完了した業務〉については加点要素とする。
③ 引っ越し・印鑑登録に関する入力・出力業務
④ 申請書の記載案内を含む戸籍住民課業務の窓口案内、電話対応業務
⑤ マイナンバーカード関連、証明書に関する郵送、収納業務等の内部処理業務
なお、上記の実績について内容を確認できるもの(契約書等の写し)を添付すること。

（２）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定(契約締結能力を有しない者等)に該当しないこと。
（３）東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる中野区の物品買入れ等競争入札参加資格を有していること。
（４）中野区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱の競争入札参加資格の指名停止措置を受けていないこと。なお、契約締結日までの間に指名停止措置を受けた場合についても失格とする。
（５）中野区契約における暴力団等排除要綱（２０１２年中野区要綱第１４８号）に定める入札参加除外の措置の要件に該当していないこと。
（６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
（７）プライバシーマーク付与事業者または情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価の認証取得事業者であること。

6　参加申込方法

この事業者選定への参加を希望する事業者は、次表に定めるところによりすべての提出書類を作成し、中野区ホームページから電子申請サービス（ＬｏＧｏフォーム）により申し込むこと。

（１）提出書類（データ）及び提出期限

	提出書類（データ）			書式	ファイル形式	提出期限
ア 参加表明時	必須	①	参加表明書	様式第１号	ＰＤＦファイルを電子添付	令和８年11月１３日(金) 午後３時まで
		②	事業者申告書	様式第２号		
		③	業務実績等調査票	様式第３号		
		④	プライバシーマーク登録証または ＩＳＭＳ認証書の写し			
	任意	※	質問書 （ある場合のみ）	質問書様式	Ｅｘｃｅｌファイルを電子添付	
イ 参加申込時	必須	④	参加申込書	様式第４号	ＰＤＦファイルを電子添付	令和８年１１月２７日(金) 午後３時まで
		⑤	企画提案書 （表紙・本文）	様式第５号		
		⑥	見積書	様式第６号		

（２）提出方法

はじめに「ア」により参加表明書等を提出し、その後に「イ」に従い必要書類のデータを提出すること。

ア　参加表明書等

中野区ホームページの所定のページから電子申請サービス（ＬｏＧｏフォーム）にアクセスし、画面の指示に従い全ての必須項目を正しく入力して（必要書類ＰＤＦ添付含む）、下記の受付期間中に送信すること（窓口、郵送、ＦＡＸまたは電子メールによる提出は不可）。

◆中野区ホームページ「企画提案公募型事業者選定（募集中）」：
https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/jigyosha/nyusatsu/jigyousyasentei-bosyu/index.html
（右の二次元コードからアクセス可→）

◆受付期間：令和８年１０月３０日（金）
～令和８年１１月１３日（金）午後３時必着

なお、参加表明にあたっては、応募者の代表者印を確認するために、東京電子自治体共同運営

電子調達サービス受付票（印鑑証明書を含む）のＰＤＦファイルを添付すること。

イ　参加申込書等

上記アの受付期間終了後、応募資格を満たしていると確認できた事業者に、参加申込書の提出先を記載した電子メールを区から送信する。その内容に従い電子申請サービスにアクセスして、画面の指示に従い入力及び企画提案書等の添付を行い、下記の受付期限までに送信すること。

◆受付期限：令和８年１１月２７日（金）午後３時必着

（３）注意事項

ア　参加表明書の提出がない場合は、参加申込を行えない。

イ　所定の様式は中野区ホームページからダウンロードして作成すること。

ウ　指定がある場合を除き、様式に添付する資料は認めない。

エ　受付期間中に電子申請サービスにて正常に受信したものを有効とする。

オ　システム障害その他予期せぬ機器停止及び通信障害等が発生した場合のトラブルについては、区は責任を一切負わない。

カ　契約の締結にあたっては、区指定の標準約款を使用する。

キ　中野区戸籍住民窓口等業務委託は中野区公契約条例の労働報酬下限額の適用対象となる予定である。同条例並びに同施行規則を遵守すること。その他詳細については、中野区ホームページ「中野区公契約条例について」に掲載している手引き等を参照すること。なお、令和９年度の労働報酬下限額は決定していないため、今年度の労働報酬下限額 1,510 円を参考に、金額の変更があることを前提に、見積書を作成すること。掲示された見積金額を後から変更することはできない。

（４）企画提案書の作成における注意事項

ア　「企画提案書」は本件に係る審査結果を公表後、結果の如何に関わらず、事業担当所管の窓口において閲覧の用に供することとなる。したがって、閲覧されることを前提に、法人等の不利益となる、またはそのおそれのあるものについては記載しないこと。

イ　「企画提案書(本文)」には、応募者名、人名及び応募者名を類推できるような記載をしないこと。(例えば、会社のロゴマーク、施設、職員服などの写真の掲載や応募者が受託している業務実績等の記述なども含む）なお、そのような記載があった場合には受理しない。

ウ　Ａ４判縦左綴じ、文字の大きさ１０.５～１２ポイント、本文１０ページ以内とし、ページ番号を付すること。

エ　ファイル形式はＰＤＦとし、保護をかけないこと。

オ　パンフレットや資料等、本提案書以外は原則添付不可とする。

（５）提出書類の審査

上記（２）によりア、イの各提出期限までに提出された書類等については、以下のとおり審査を行う。

ア　電子申請サービス（Ｌｏｇｏフォーム）により、参加表明に係る有効な申請を行った者について、前記「５　応募資格」で定める各要件の適否等の状況を中野区で確認する。

応募資格審査結果は、令和８年１１月２０日（金）までに電子メールにより通知する。

なお、審査のため提出書類の内容について確認を求める場合があるので、中野区からの連絡に迅速に対応可能な体制を確保しておくこと。

イ　失格の場合もその旨を電子メールでお知らせする。応募資格審査結果通知予定日の翌営業日までにいずれの連絡も届かない場合は、総務部契約課へ連絡（電話：03-3228-8903）すること。

ウ　上記アの通知後、電子申請サービス（Ｌｏｇｏフォーム）により、参加申込に係る有効な申請を行った者について、提出書類の確認を中野区で行う。

提出書類の確認が完了した場合、応募者として確定した旨を、令和８年１２月４日（金）までに

電子メールにより通知する。

なお、提出書類について、中野区から内容の確認を求める場合があるので、上記アと同様に迅速に対応可能な体制を確保しておくこと。

7　質問及び回答

（1）質問方法（質問がある場合のみ）

所定の質問書様式に質問の要旨を簡潔に記入し、前項「6（2）ア」の参加表明書等提出時に電子申請サービス（ＬｏＧｏフォーム）に添付すること。原則としてそれ以外の手段による質問は受け付けない。

なお、質問書による質問は仕様書記載の業務内容に係ることに限り、その他参加手続き等に係る質問については表紙記載の連絡先に直接、電話等で問い合わせること。

（2）質問期間

令和８年１０月３０日（金）から令和８年１１月１３日（金）午後3時まで

（3）回答方法

質問の要旨と回答は、取りまとめた上で、令和８年１１月２０日（金）までに、前記「6（5）ア」の審査により応募資格を満たしていると確認できた全事業者あてに、電子メールにて回答する。

8　ヒアリングの実施

参加申込者の企画提案の内容、履行能力及び意欲等を評価するため、下記日程によりヒアリングを実施する。

（1）ヒアリング実施通知の発送日（予定）

令和８年１２月４日（金）

（2）ヒアリングの実施（予定）

令和８年１２月中旬

（3）場所

中野区役所

なお、詳細は上記（1）の通知により確認すること。ヒアリングに参加できない場合は失格とする。

9　選定方法等

（1）選定方法

企画提案書等の提出書類に基づき下記審査基準により審査し、業務履行能力、事業者の信頼性・社会性及び見積額の各評価点を算出し、その合計点の高い者から順に契約交渉順位を定める。

（2）審査基準

別添、評価基準表のとおり

（3）審査結果の通知

審査結果については、全参加申込者に対して、令和９年1月中旬頃に書面で通知する。

（4）契約締結候補者の決定

交渉順位第1位の事業者を中野区との契約締結候補者とする。当該事業者の辞退等の理由により契約が締結できない場合は、次順位の交渉順位者を契約締結候補者とする。

（5）失格とする場合

企画提案書による評価点（書類審査及びヒアリング審査）のうち、書類審査の評価点合計が２１点未満、ヒアリング審査の合計点が4点未満、書類審査（提案内容）の評価１８項目のうち4項目以上が1点未満のいずれかの場合は、契約交渉の相手方としない。

評価点合計　100 点

①技術力評価　82 点		②　信頼性・社会性 8 点	③　価格点　10 点
実績	企画提案・ヒアリング		
3 点	79 点		

※　価格点　＝ 50×（1－　見積金額　/385,200,000 円（参考基準価格））
ただし、価格評価の上限は 10 点とする。

１０　審査結果の公表

審査結果については、全参加申込者の応募者名、契約交渉順位、評価点及び見積金額についてインターネット上にて公表する。

１１　その他

（１）この事業者選定の参加に必要な経費は、参加申込者の負担とする。

（２）提出書類の取扱いは、以下のとおりとする。

ア　提出期限後の提出書類の差し替え又は再提出は原則認めない。

イ　提出書類の返還は行わない。

ウ　区は、提出書類をこの事業者選定以外の目的で使用せず、また、当該参加者に無断で公表しない。ただし、提出された書類について、情報公開請求があった場合は、中野区区政情報の公開に関する条例に基づき公開する。著作物については、公開に同意したものとみなす。

なお、企画提案書の取扱いについては、前記「６参加申込方法（４）企画提案書の作成における注意事項」のとおり審査結果公表後に閲覧の用に供することとなるので、そのことを踏まえた上で応募すること。

エ　この事業者選定に必要な範囲で提出書類を複写することがある。

（３）この事業者選定において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得ようとした者は失格とする。

（４）提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、当該参加事業者が負うものとする。

（５）提出書類に重大な不備又は虚偽の記載があった場合は、申込みそのものを無効とする。

１２　問い合わせ先

中野区総務部契約課契約係（区役所８階窓口）

〒164-8501　東京都中野区中野４丁目１１番１９号

電話番号 03－3228－8903（直通）

電子メールアドレス　keiyaku-kyodo@city.tokyo-nakano.lg.jp